

## 空き家対策参考資料

平成 25 年度 総務省 土地統計調査より

順位	都道府県	人口(統計局2012)	空き家率 (統計局データより算出)
1	山梨県	852,000	20.3%
2	長野県	2,132,000	19.3%
3	和歌山県	988,000	17.9%
4	高知県	752,000	16.6%
5	香川県	989,000	16.0%
6	徳島県	776,000	15.9%
7	鳥取県	582,000	15.4%
8	鹿児島県	1,690,000	15.3%
9	福井県	799,000	15.1%
9	山口県	1,431,000	15.1%
9	愛媛県	1,415,000	15.1%
12	栃木県	1,992,000	15.0%
13	島根県	707,000	14.9%
14	岡山県	1,936,000	14.8%
15	広島県	2,848,000	14.6%
15	石川県	1,163,000	14.6%
15	青森県	1,350,000	14.6%
15	奈良県	1,390,000	14.6%
15	茨城県	2,943,000	14.6%
20	群馬県	1,992,000	14.4%
20	大阪府	8,856,000	14.4%
22	静岡県	3,735,000	14.2%
23	大分県	1,185,000	14.1%
23	岐阜県	2,061,000	14.1%
23	長崎県	1,408,000	14.1%
23	岩手県	1,303,000	14.1%
27	北海道	5,460,000	13.7%
27	福岡県	5,085,000	13.7%
27	宮城県	2,325,000	13.7%
30	熊本県	1,807,000	13.4%
31	兵庫県	5,571,000	13.3%
32	三重県	1,840,000	13.2%
33	京都府	2,625,000	13.1%
33	千葉県	6,195,000	13.1%
35	福島県	1,962,000	13.0%
36	滋賀県	1,415,000	12.9%
37	秋田県	1,063,000	12.6%
38	宮崎県	1,126,000	12.3%
38	富山県	1,082,000	12.3%
40	新潟県	2,347,000	12.1%
41	東京都	13,230,000	11.1%
41	佐賀県	843,000	11.1%
43	山形県	1,152,000	11.0%
43	愛知県	7,427,000	11.0%
45	埼玉県	7,212,000	10.7%
46	神奈川県	9,067,000	10.5%
47	沖縄県	1,409,000	10.3%

## 政令市における空き家対策条例制定状況

(各自治体HP記事による把握)

都道府県名	市区町村名	人口(統計局2010)	空き家率(統計局データより算出)	空き家対策条例	施行年月日
北海道	札幌市	1,913,545	13.8%	—	—
宮城県	仙台市	1,045,986	15.3%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.4.1
埼玉県	さいたま市	1,222,434	10.8%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.1.1
千葉県	千葉市	961,749	12.6%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
神奈川県	横浜市	3,688,773	9.7%	—	—
	川崎市	1,425,512	10.1%	—	—
	相模原市	717,544	10.4%	—	—
新潟県	新潟市	811,901	12.3%	—	—
静岡県	静岡市	716,197	-	—	—
	浜松市	800,866	9.3%	—	—
愛知県	名古屋市	2,263,894	13.2%	—	—
京都府	京都市	1,474,015	14.1%	空き家の活用, 適正管理等に関する条例	H26.4.1
大阪府	大阪市	2,665,314	16.7%	—	—
	堺市	841,966	13.4%	—	—
兵庫県	神戸市	1,544,200	13.5%	建築物の安全性の確保等に関する条例	H25.7.1
岡山県	岡山市	709,584	14.8%	—	—
広島県	広島市	1,173,843	13.7%	—	—
福岡県	北九州市	976,846	15.3%	—	—
	福岡市	1,463,743	14.6%	—	—
熊本県	熊本市	734,474	-	—	—

## 中核市における空き家対策条例制定状況

(各自治体HP記事による把握)

都道府県名	市区町村名	人口(統計局2010)	空き家率(統計局データより算出)	空き家対策条例	施行年月日
北海道	函館市	279,127	16.9%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.1.1
	旭川市	347,095	12.8%	—	—
青森県	青森市	299,520	13.9%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
岩手県	盛岡市	298,348	13.9%	—	H25.10.1
秋田県	秋田市	323,600	14.3%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.4.1
福島県	郡山市	338,712	13.8%	—	—
	いわき市	342,249	14.4%	—	—
栃木県	宇都宮市	511,739	13.8%	空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	H26.7.1
群馬県	前橋市	340,291	13.3%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.7.1
	高崎市	371,302	15.0%	—	—
埼玉県	川越市	342,670	12.6%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
千葉県	船橋市	609,040	10.9%	—	—
	柏市	404,012	11.8%	空き家等適正管理条例	H23.9.1
神奈川県	横須賀市	418,325	12.2%	空き家等の適正管理に関する条例	H24.10.1
富山県	富山市	421,953	13.2%	—	—
石川県	金沢市	462,361	17.2%	—	—
長野県	長野市	381,511	—	—	—
岐阜県	岐阜市	413,136	17.1%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.4.1
愛知県	豊橋市	376,665	10.8%	—	—
	岡崎市	372,357	7.9%	—	—
	豊田市	421,487	8.3%	—	—
滋賀県	大津市	337,634	12.7%	—	—
大阪府	豊中市	389,341	15.3%	—	—
	高槻市	357,359	8.2%	—	—
	東大阪市	509,533	17.1%	—	—
	枚方市	407,978	11.8%	—	—
兵庫県	姫路市	536,270	15.5%	—	—
	尼崎市	453,748	15.9%	—	—
	西宮市	482,640	9.7%	—	—
奈良県	奈良市	366,591	14.0%	—	—
和歌山県	和歌山市	370,364	17.2%	空家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
岡山県	倉敷市	475,513	13.2%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
広島県	福山市	461,357	14.0%	—	—
山口県	下関市	280,947	15.5%	空き家の適正管理に関する条例	H25.4.1
香川県	高松市	419,429	16.2%	—	—
愛媛県	松山市	517,231	14.4%	—	—
高知県	高知市	343,393	16.7%	—	—
福岡県	久留米市	302,402	14.0%	空き家及び老朽家屋等の適正管理に関する条例	H25.5.1
長崎県	長崎市	443,766	15.0%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.7.1
大分県	大分市	474,094	12.4%	—	—
宮崎県	宮崎市	400,583	11.2%	—	—
鹿児島県	鹿児島市	605,846	13.6%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.4.1

## 近隣自治体における空き家対策条例制定状況（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

（各自治体HP記事による把握）

都道府県名	市区町村名	人口(統計局2010)	空き家率(統計局データより算出)	空き家対策条例	施行年月日
京都府					
	京都市	1,474,015	14.1%	空き家の活用、適正管理等に関する条例	H26.4.1
	福知山市	79,652	17.5%	—	—
	舞鶴市	88,669	15.1%	—	—
	綾部市	35,836	14.9%	—	—
	宇治市	189,609	9.8%	—	—
	宮津市	19,948	21.5%	—	—
	亀岡市	92,399	11.7%	—	—
	城陽市	80,037	8.7%	—	—
	向日市	54,328	8.8%	—	—
	長岡京市	79,844	8.8%	—	—
	八幡市	74,227	11.6%	—	—
	京田辺市	67,910	6.8%	—	—
	京丹後市	59,038	11.4%	—	—
	南丹市	35,214	13.1%	—	—
	木津川市	69,761	10.2%	—	—
	大山崎町	15,121	10.3%	—	—
	久御山町	15,914	18.7%	—	—
	井手町	8,447	—	—	—
	宇治田原町	9,711	—	—	—
	笠置町	1,626	—	—	—
	和束町	4,482	—	—	—
	精華町	35,630	4.2%	—	—
	南山城村	3,078	—	—	—
	京丹波町	15,732	22.6%	—	—
	伊根町	2,410	—	—	—
	与謝野町	23,454	13.1%	—	—
大阪府					
	大阪市	2,665,314	16.7%	—	—
	堺市	841,966	13.4%	—	—
	岸和田市	199,234	14.1%	—	—
	豊中市	389,341	15.3%	—	—
	池田市	104,229	13.1%	—	—
	吹田市	355,798	12.9%	—	—
	泉大津市	77,548	12.1%	—	—
	高槻市	357,359	8.2%	—	—
	貝塚市	90,519	12.4%	環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例	H24.3.30
	守口市	146,697	15.6%	—	—
	枚方市	407,978	11.8%	—	—
	茨木市	274,822	9.4%	—	—
	八尾市	271,460	14.1%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.1.1
	泉佐野市	100,801	15.1%	—	—
	富田林市	119,576	10.8%	—	—
	寝屋川市	238,204	14.5%	—	—
	河内長野市	112,490	10.5%	—	—
	松原市	124,594	10.1%	—	—
	大東市	127,534	12.9%	—	—
	和泉市	184,988	11.2%	老朽化空き家等の適正管理に関する条例	H26.3.28

	箕面市	129,895	13.9%	—	—
	柏原市	74,773	14.5%	—	—
	羽曳野市	117,681	13.2%	—	—
	門真市	130,282	15.9%	—	—
	摂津市	83,720	13.6%	—	—
	高石市	59,572	15.3%	—	—
	藤井寺市	66,165	13.4%	—	—
	東大阪市	509,533	17.1%	—	—
	泉南市	64,403	10.8%	—	—
	四條畷市	57,554	14.5%	—	—
	交野市	77,686	8.3%	—	—
	大阪狭山市	58,227	10.2%	—	—
	阪南市	56,646	11.7%	—	—
	島本町	28,935	12.8%	—	—
	豊能町	21,989	4.7%	—	—
	能勢町	11,650	—	—	—
	忠岡町	18,149	21.2%	—	—
	熊取町	45,069	5.8%	—	—
	田尻町	8,085	—	—	—
	岬町	17,504	18.3%	—	—
	太子町	14,220	—	—	—
	河南町	17,040	9.8%	—	—
	千早赤阪村	6,015	—	—	—
兵庫県					
	神戸市	1,544,200	13.5%	建築物の安全性の確保等に関する条例	H25.7.1
	姫路市	536,270	15.5%	—	—
	尼崎市	453,748	15.9%	—	—
	明石市	290,959	14.7%	—	—
	西宮市	482,640	9.7%	—	—
	洲本市	47,254	23.6%	—	—
	芦屋市	93,238	10.2%	—	—
	伊丹市	196,127	10.8%	—	—
	相生市	31,158	16.2%	—	—
	豊岡市	85,592	18.0%	—	—
	加古川市	266,937	9.9%	—	—
	赤穂市	50,523	18.7%	—	—
	西脇市	42,802	17.1%	—	—
	宝塚市	225,700	9.9%	—	—
	三木市	81,009	8.9%	—	—
	高砂市	93,901	9.2%	—	—
	川西市	156,423	11.2%	—	—
	小野市	49,680	9.6%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.1.1
	三田市	114,216	10.6%	—	—
	加西市	47,993	11.2%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.10.1
	篠山市	43,263	15.0%	空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例	H26.4.1
	養父市	26,501	18.3%	—	—
	丹波市	67,757	19.2%	—	—
	南あわじ市	49,834	17.5%	—	—
	朝来市	32,814	17.7%	—	—
	淡路市	46,459	25.6%	—	—
	宍粟市	40,938	10.8%	空き家等の対策に関する条例	H26.7.1

	加東市	40,181	23.4%	空き家等の適正な管理及び有効な活用に関する条例	H25.7.1
	たつの市	80,518	11.6%	—	—
	猪名川町	31,739	6.6%	—	—
	多可町	23,104	8.2%	—	—
	稲美町	31,026	6.2%	—	—
	播磨町	33,183	10.3%	—	—
	市川町	13,288	—	—	—
	福崎町	19,830	8.4%	—	—
	神河町	12,289	—	—	—
	太子町	33,438	9.8%	—	—
	上郡町	16,636	14.3%	—	—
	佐用町	19,265	19.5%	—	—
	香美町	19,696	14.0%	—	—
	新温泉町	16,004	12.5%	—	—
奈良県					
	奈良市	366,591	14.0%	—	—
	大和高田市	68,451	20.5%	—	—
	大和郡山市	89,023	13.7%	—	—
	天理市	69,178	17.1%	—	—
	橿原市	125,605	15.0%	—	—
	桜井市	60,146	12.9%	—	—
	五條市	34,460	21.2%	—	—
	御所市	30,287	18.1%	—	—
	生駒市	118,113	11.9%	空き家等の適正管理に関する条例	H25.7.1
	香芝市	75,227	12.3%	—	—
	葛城市	35,859	13.9%	—	—
	宇陀市	34,227	14.2%	—	—
	山添村	4,107	—	—	—
	平群町	19,727	8.6%	—	—
	三郷町	23,440	17.2%	空き家等の適正管理に関する条例	H26.4.1
	斑鳩町	27,734	15.0%	—	—
	安堵町	7,929	—	—	—
	川西町	8,653	—	—	—
	三宅町	7,440	—	—	—
	田原本町	32,121	12.4%	—	—
	曽爾村	1,895	—	—	—
	御杖村	2,102	—	—	—
	高取町	7,657	—	—	—
	明日香村	5,856	—	—	—
	上牧町	23,728	13.1%	—	—
	王寺町	22,182	16.4%	—	—
	広陵町	33,070	7.0%	—	—
	河合町	18,531	6.4%	—	—
	吉野町	8,642	—	—	—
	大淀町	19,176	12.4%	—	—
	下市町	7,020	—	—	—
	黒滝村	840	—	—	—
	天川村	1,572	—	—	—
	野迫川村	524	—	—	—
	十津川村	4,107	—	—	—
	下北山村	1,039	—	—	—

	上北山村	683	-	-	-
	川上村	1,643	-	-	-
	東吉野村	2,143	-	-	-
和歌山県					
	和歌山市	370,364	17.2%	空家等の適正管理に関する条例	H25.4.1
	海南市	54,783	17.5%	-	-
	橋本市	66,361	14.3%	-	-
	有田市	30,592	16.7%	-	-
	御坊市	26,111	15.8%	-	-
	田辺市	79,119	20.5%	-	-
	新宮市	31,498	18.5%	-	-
	紀の川市	65,840	13.6%	-	-
	岩出市	52,882	17.9%	-	-
	紀美野町	10,391	-	-	-
	かつらぎ町	18,230	10.2%	-	-
	九度山町	4,963	-	-	-
	高野町	3,975	-	-	-
	湯浅町	13,210	-	-	-
	広川町	7,714	-	-	-
	有田川町	27,162	19.0%	-	-
	美浜町	8,077	-	-	-
	日高町	7,432	-	-	-
	由良町	6,508	-	-	-
	印南町	8,606	-	-	-
	みなべ町	13,470	-	-	-
	日高川町	10,509	-	-	-
	白浜町	22,696	30.6%	-	-
	上富田町	14,807	-	-	-
	すさみ町	4,730	-	-	-
	那智勝浦町	17,080	25.8%	-	-
	太地町	3,250	-	-	-
	古座川町	3,103	-	-	-
	北山村	486	-	-	-
	串本町	18,249	25.4%	-	-

①草木の繁茂



②家屋の損壊・老朽化





③資材・不法投棄物等の堆積



○枚方市住み良い環境に関する条例

昭和 49 年 1 月 4 日

条例第 1 号

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 通則(第 1 条)
- 第 2 節 市長の責務(第 2 条—第 5 条)
- 第 3 節 事業者の責務(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 節 市民の責務(第 8 条・第 9 条)

第 2 章 公共の場所等の清潔の保持(第 10 条—第 14 条)

第 3 章 道路等の利用(第 15 条)

第 4 章 空き地等の管理(第 16 条—第 22 条)

第 5 章 日影障害等の防止等(第 23 条—第 32 条)

第 6 章 風俗営業(第 33 条—第 36 条)

第 7 章 広告宣伝行為等(第 37 条—第 39 条)

第 8 章 飼い犬等の管理(第 40 条・第 41 条)

第 9 章 消費生活の保護(第 42 条—第 44 条)

第 10 章 自然環境の保全(第 45 条—第 51 条)

第 11 章 文化環境の保全(第 52 条・第 53 条)

第 12 章 雑則(第 54 条—第 56 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、枚方市環境基本条例(平成 10 年枚方市条例第 1 号)の本旨にかんがみ、環境の保全と創造に関して他の法令又は条例の定めるもののほか、必要な事項を定め、すべての市民が住み良い良好な環境を確保することを目的とする。

第 2 節 市長の責務

(地域活動等の育成)

第 2 条 市長は、市民がそれぞれの地域において相互に地域の美化及び清浄な環境づくりのために行う活動等の育成を図り、もって地域環境の保全が図られるよう努めなければならない。

(開発行為等の規制)

第 3 条 市長は、土地の区画・形質の変更を伴う開発行為又は建築物・工作物の設置等の行為(以下「開発行為等」という。)に対し、それらの行為が生活環境を損なうことのないよう必要な指導をしなければならない。

(自然環境の保全及び緑化の推進)

第 4 条 市長は、自然環境の保全に関して、国、府等における諸施策とあいまってこの条例に定める自然保護地区の指定その他自然緑地等の保存のために総合的な施策を実施しなければならない。

## (文化環境の保全)

第 5 条 市長及び教育委員会は、枚方市における歴史的環境、文化的遺産その他の文化環境を保全するため必要な措置を講ずるとともに、文化環境の形成及び発展に努めなければならない。

## 第 3 節 事業者の責務

## (最大努力義務)

第 6 条 枚方市において事業活動を営む者(以下「事業者」という。)は、法令、条例又は規則に違反しない場合であつても、生活環境の保全と向上のために最大限の努力をするとともに、その事業活動によつて生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決に当たらなければならない。

## (自然環境及び文化環境の保全)

第 7 条 事業者は、その事業活動により、自然環境及び文化環境を破壊し、又は損傷することのないよう努めるとともに、自然環境及び文化環境の保全について、行政機関等が実施する施策に協力しなければならない。

## 第 4 節 市民の責務

## (施設等の適正管理)

第 8 条 枚方市において、土地・建物その他の物件を所有し、又は占有する者は、当該物件を適正に管理し、相互に協力して地域の良好な生活環境の維持向上に努めなければならない。

## (自然環境及び文化環境の保全)

第 9 条 市民は、自然環境の保護及び緑のまちづくりに努め、枚方市の文化的遺産を尊重するとともに、人間性豊かな文化を創造し、及び発展させ得る環境を育てるよう努めなければならない。

## 第 2 章 公共の場所等の清潔の保持

## (公共の場所の清潔の保持の原則)

第 10 条 何人も、道路、公園、広場、河川、水路その他公共の場所を汚損してはならない。

## (公共の場所の管理者の義務)

第 11 条 前条に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持するため、公衆用ごみの容器を設置する等必要な措置を講じなければならない。

## (工事施工者の義務)

第 12 条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に関し、土砂、廃材、資材等が道路その他公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないよう必要な措置を講じなければならない。

## (印刷物等配布者の清掃義務)

第 13 条 道路、公園、広場その他公共の場所において、印刷物その他の物(以下「印刷物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所及び周辺に印刷物等が散乱した場合には、速やかに清掃し、その印刷物等を除去し、処分しなければならない。

## (勧告及び命令)

第 14 条 市長は、第 10 条又は前 2 条の規定に違反し、公共の場所の環境を著しく害していると認められる者に対して、環境の悪化を阻止するために必要な措置を採ることを勧告し、又は命ずることができる。

## 第 3 章 道路等の利用

## (私道での通行の確保)

第 15 条 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路と同様の形態及び機能を有している土地を現に公衆が通行の便に利用している場合で、かつ、他に通行する方法及び手段がない場合は、その土地の所有者又は管理者は、人、緊急用車両及び郵便物の配達等日常生活に重要な影響を及ぼす公共自動車等の通行を確保しなければならない。

2 市長は、前項の所有者又は管理者と協力して、同項の通行を確保するよう努めなければならない。

## 第 4 章 空き地等の管理

## (空き地、野つぼ等の管理)

第 16 条 空き地又は休耕地(以下「空き地等」という。)及び野つぼ、野井戸、池、沼等(以下「野つぼ等」という。)の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、これらの場所の管理が適正でないため事故が発生することのないよう、常時適正な管理に努めなければならない。

## (空き地等の管理)

第 17 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条に規定する市街化区域で人が居住し、又は通常往来する地域及びその周辺の空き地等の所有者等は、雑草の繁茂による火災、犯罪及びごみの不法投棄の誘発、蚊、はえ、ねずみ等の発生並びに交通上の支障等を防止する等必要な措置を講ずるとともに、有害な雑草を除去し、処分しなければならない。

2 土地の所有者等は、その土地を物置場として利用している場合は、置かれている資材、薬品、廃棄物等により事故が発生しないよう適切な管理をしなければならない。

## (転落等の事故の防止)

第 18 条 人が居住し、又は人が通常往来する地域及びその周辺であつて、人の転落等の危険が予測される野つぼ等の所有者等は、事故を防止するためにさくの設置等必要な措置を講じなければならない。

2 前項の野つぼ等の所有者等は、事故防止措置と併せ、その所有者又は管理者を明らかにする表示を行わなければならない。

## (助成等の措置)

第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定に基づき、事故防止施設の設置等の措置を行う所有者等に対し、必要と認めた場合は、助成及び指導を行うものとする。

## (建築物及び工作物等の保全)

第 20 条 建築物及び工作物の所有者等は、建築物及び工作物の整備及び管理に努め、その不備により

他人に危害を及ぼし、又は臭気の発散、病虫害及び煤煙の発生、火災のおそれ等近隣に迷惑をかけることのないようにしなければならない。

- 2 一定期間継続して人が使用していない建築物及び工作物については、その所有者又は管理者を明らかにする表示をしなければならない。

(関係機関の協力)

第 21 条 市長は、第 16 条から第 18 条まで及び前条に定める場所及び施設の管理について、生活環境上の支障を防止し、又は除去するための指導等に当たり必要と認める場合は、関係機関による指導、措置等の協力を求め、効果的な執行に努めるものとする。

(勧告、命令及び行政代執行)

第 22 条 市長は、空き地等又は野つぼ等の管理について、第 17 条又は第 18 条第 1 項の規定に違反し、かつ、危害の生じるおそれがあると認められるときは、当該場所又は施設の所有者等に対し、危害の除去又は危害が発生しないよう予防措置を採ることを勧告し、又は命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の規定により、自ら当該場所若しくは施設について必要な措置を採り、又は第三者にこれを行わせ、その費用を命令を受けた者から徴収することができる。

第 5 章 日影障害等の防止等

(日影障害等の防止義務)

第 23 条 建築物の新築又は増築(以下この章において「建築」という。)をする者(以下「建築主」という。)は、建築物を建築しようとする場合には、近隣に日照、通風等の障害をもたらすことのないよう努めなければならない。

第 24 条から第 31 条まで 削除

(放送電波受信障害の防止義務)

第 32 条 建築主等は、建築物及び工作物等を設置又は変更することにより、近隣に放送電波の受信障害を生じさせることが予想されるときは、事前に必要な調査を行い、放送電波受信障害の排除のために必要な措置を講ずるとともに、その維持管理等について当該障害を受ける者と協議しなければならない。

第 6 章 風俗営業

(風俗営業に係る同意)

第 33 条 枚方市内の規則で定める地域において、規則で定める風俗営業について、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の同意を得なければならない。

- (1) 風俗営業を営むことを目的として建築物を新築し、又は増築すること。
- (2) 建築物の用途を変更して風俗営業を営むことを目的とする建築物とすること。
- (3) 既設の建築物を用いて風俗営業を営むこと。

(同意の制限)

第 34 条 市長は、前条の規定に基づき同意を求められたときは、その位置が次の各号のいずれかに該当する区域であつて規則で定めるものについては、同意しないものとする。ただし、善良な風俗を損なうことなく、かつ、生活環境上支障がないと認められる区域は、この限りでない。

- (1) 住宅密集地
- (2) 教育施設又は文化施設の付近
- (3) 児童福祉施設の付近
- (4) 児童が通学する道路の付近
- (5) 公園又は児童の遊園地の付近
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

(風俗営業等審査会への諮問)

第 35 条 市長は、第 33 条の同意に当たっては、枚方市風俗営業等審査会に諮らなければならない。

2 枚方市風俗営業等審査会は、必要と認めた場合は、当該建築物が設置され、又は開業される地域の住民の意見を聴くものとする。

(勧告及び命令)

第 36 条 市長は、第 33 条の同意を得ないで同条各号の行為をしようとする者に対し、当該行為の中止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。ただし、勧告を行ういとまがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、勧告を行わないで直ちにその中止を命ずることができる。

## 第 7 章 広告宣伝行為等

(広告宣伝行為の原則)

第 37 条 何人も、屋外において広告物により広告宣伝行為を行うに当たっては、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)及び枚方市屋外広告物条例(平成 25 年枚方市条例第 60 号)を遵守し、社会環境を乱すことのないようにしなければならない。

(夜間の睡眠妨害の排除)

第 38 条 何人も、夜間において探照灯、ネオンサインその他これに類するものの光によつて、睡眠を妨げるおそれのある広告宣伝行為をしてはならない。

(必要な指導)

第 39 条 市長は、前 2 条の広告宣伝行為について、関係機関と連携を図り、必要な指導をしなければならない。

## 第 8 章 飼い犬等の管理

(飼い犬等の飼育)

第 40 条 他の条例に特に定めのあるもののほか、飼い犬、飼い猫その他の愛玩動物(以下「飼い犬等」という。)の飼育者は、その飼い犬等の性質、形状等に応じ、悪臭の発散の防止、病虫害の発生の予防等の衛生管理及び人に危害を加えないような管理をすることによつて他人に迷惑をかけない

ようにし、ふん尿については、飼育者の責任において処理しなければならない。

- 2 飼い犬等の飼育者は、その飼育を行えなくなつた場合は、飼い犬及び飼い猫については枚方市保健所に連絡の上その指示に従い、その他の愛玩動物については飼育者の責任において適切に措置しなければならない。
- 3 飼い犬等の飼育者は、飼い犬等が死亡した場合は、飼育者の責任で適切に措置しなければならない。

(勧告及び命令)

第 41 条 市長は、飼い犬等の飼育により、近隣の環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認めるときは、飼い犬等の飼育者に対し、その飼育方法の改善その他必要な措置を採ることを勧告し、又は命ずることができる。

## 第 9 章 消費生活の保護

(危害を及ぼす商品等の提供の禁止)

- 第 42 条 事業者は、市民の消費生活において生命、身体、財産及び生活環境に危害及び不利益を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品及び役務を提供してはならない。
- 2 事業者は、市民の消費生活に提供される商品及び役務について、危害の防止、品質の向上等のために必要な措置を講じなければならない。

(過大包装の禁止)

第 43 条 事業者は、商品について、市民にその内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装をしてはならない。

(苦情の処理)

第 44 条 市長は、市民から商品及び役務に関する苦情の相談を受けたときは、速やかに適切な処理をするよう努めなければならない。

## 第 10 章 自然環境の保全

(指定)

- 第 45 条 市長は、自然環境を保全することが必要な土地の区域を定めて自然保護地区を指定する。
- 2 市長は、自然保護地区を指定するときは、あらかじめ当該地区の土地所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。
  - 3 市長は、自然保護地区を指定する場合は、その旨、区域その他規則で定める事項を公示しなければならない。
  - 4 自然保護地区の指定は、前項の規定による公示によつて、その効力を生ずる。

(指定に伴う援助措置)

第 46 条 市長は、指定区域の土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、必要な援助措置を講ずるものとする。

(指定の解除及び区域の変更)

第 47 条 第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定を解除し、又はその区域を変更する場合につい

て準用する。

(許可)

第 48 条 自然保護地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 土石を採取し、又は鉱物を採掘すること。
- (4) 水面を埋めたてること。
- (5) 竹木を皆伐、又はこれに等しい伐採を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

(条件)

第 49 条 市長は、前条の許可に際し、自然保護のために必要な限度において条件を付することができる。

(勧告及び命令)

第 50 条 市長は、第 48 条の許可を得ないで、同条各号の行為をしようとする者に対して、必要な手続を採ることを勧告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、勧告を受けた者に対し、当該行為の中止等必要な措置を採ることを命ずることができる。

(原状への回復義務、行政代執行等)

第 51 条 市長は、前条の規定に違反して行われた、又は行われている行為について、許可すべきでない行為であると認めた場合は、直ちに行為者について、原状に回復すべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、行政代執行法の規定により、自ら原状に回復し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を命令を受けた者から徴収することができる。

3 市長は、前 2 項の規定により原状に回復することが著しく困難であると認める場合は、行為者に対し、これに代わるべき必要な措置を採ることを命ずることができる。

4 市長は、行為者が前項の規定による命令に従わないときは、第 2 項の規定に準じ措置することができる。

## 第 11 章 文化環境の保全

(文化財の保護)

第 52 条 枚方市内に存する文化財については、何人もみだりに破壊、消滅等その価値を減少させることのないようにするとともに、その保護に努めなければならない。

(開発行為等における文化財の保護)

第 53 条 枚方市内において開発行為等を行う者は、文化財の滅失、破壊等を防ぐための諸規程を遵守



するとともに、文化財の保護のための市長及び教育委員会の施策及び指導に従い、文化財を滅失し、破壊し、又は損傷することのないよう努めなければならない。

- 2 市長及び教育委員会は、文化財の保護について開発行為からの保護その他総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

## 第 12 章 雑則

(紛争の調停等)

- 第 54 条 市長は、この条例の施行において紛争が生じたときは、これのあつせん又は調停に当たるための委員を置くことができる。

(土地等への立入り及び調査等)

- 第 55 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして調査等のため現場に立ち入らせ、関係者に対し説明若しくは報告を求め、又は関係者に対し必要な指示若しくは指導を行わせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

- 第 56 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して 3 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。  
〔昭和 49 年規則第 2 号で、同 49 年 4 月 1 日から施行〕ただし、第 2 章第 4 節及び第 5 節については、6 月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。〔同規則で、同 49 年 7 月 1 日から施行〕
- 2 第 2 章第 3 節のあき地等の管理については、この条例の施行の日から 6 月をこえない期間内において必要な施設及び整備をしなければならない。
- 3 第 23 条第 2 項の規定についてこの条例施行の際、すでに仮設建築物を設置しているものは、この条例施行の日から 30 日以内に規則で定める事項を市長に届出なければならない。
- 4 この条例施行日前に建築基準法第 6 条第 3 項の規定により、確認通知を受けた中高層建築物(同法第 18 条第 4 項の規定による計画通知を受けたものを含む)については、第 34 条・第 35 条・第 36 条第 3 項及び第 37 条から第 41 条までの規定は適用しない。
- 5 この条例施行日前において、条例第 44 条第 1 号の建築物の建築について建築基準法第 6 条第 3 項の規定により確認通知を受けたもの及び条例第 44 条第 2 号の営業について風俗営業等取締法(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条の規定に基づく大阪府公安委員会の許可又は、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 3 条の規定に基づく大阪府知事の許可を受けたものについては、条例第 44 条から第 47 条までの規定は適用しない。

## 附 則〔昭和 54 年 3 月 20 日条例第 12 号〕

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 59 年 9 月 20 日条例第 40 号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 4 年 3 月 31 日条例第 11 号〕

1 この条例は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に枚方市生活環境条例第 39 条の規定による事前協議を行っている中高層建築物については、なお従前の例による。

附 則〔平成 7 年 9 月 21 日条例第 14 号〕

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

〔平成 8 年規則第 2 号で、同 8 年 1 月 31 日から施行〕

附 則〔平成 10 年 3 月 27 日条例第 2 号〕

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 14 年 3 月 19 日条例第 2 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 17 年 6 月 27 日条例第 46 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成 17 年規則第 52 号で、同 17 年 12 月 1 日から施行〕

附 則〔平成 25 年 12 月 9 日条例第 66 号〕

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## ○貝塚市の環境整備と活性化をめざし住みよいまちを作るための条例

平成 24 年 3 月 30 日

条例第 1 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、空き家、空き地等の適正な管理及び活用促進に関し、基本理念を定め、管理不全な状態になることの防止を図るとともに、安全で良好な景観及び住環境を確保するため必要な事項を定め、もって生活環境の保全並びに防犯及び魅力あるまちづくりの推進に寄与する事を目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に、何人も使用していない建築物(これと同様の状態であると認められるものを含む。)であって、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 空き地 建築物が滅失した宅地又は耕作を放棄した農地(これと同様の状態と認められるものを含む。)等の土地であって、現にその所有者又は使用者が使用していないもの又は使用している場合であっても相当の空閑部分を有し、使用していない土地と同様の状態にあるものその他市長が適正に管理する必要があると認めたものをいう。
- (3) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
  - ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害によって、建築物が倒壊し、又は建築物に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、当該建築物の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態
  - イ 建築物に不特定の者が侵入することにより、火災及び犯罪が誘発されるおそれがある状態
  - ウ 空き家の敷地又は空き地内にある樹木、雑草等が繁茂し、又は放置され、当該土地の周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態
  - エ 害虫の発生や廃棄物の投棄の場になるおそれがあると認められる状態
- (4) 市民等 市内に居住する者、市内に滞在する者及び市内に通勤又は通学する者並びに空き家又は空き地の所有者又は法人を含む管理者をいう。

## (基本理念)

第 3 条 市及び市民等は、市内に存する管理不全の状態にある空き家及び空き地が増加することが近隣の住民に迷惑を及ぼす等、防災、防犯、景観、又は環境の観点から多くの社会的問題を生じさせ、まちの活気が失われることを認識し、相互の理解及び協力の下、空き家、空き地等を適正に管理し、又

は有効に活用する事により、誰もが住みたくなり、又は訪れたくなる魅力あるまちづくりを推進しなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、魅力あるまちづくり及び居住促進の推進に関し必要な施策を総合的に策定し、かつ、実施しなければならない。

2 市は、関係行政機関と連携し、魅力あるまちづくり及び居住促進の推進に関し、市民等に対して啓発を行わなければならない。

3 市は、市民等又は事業者が実施する魅力あるまちづくり及び居住促進の推進に関する取組みに対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、基本理念にのっとり、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(空き家、空き地の管理)

第 6 条 空き家又は空き地の所有者又は管理者(以下「空き家、空き地の所有者等」という。)は、当該空き家又は空き地が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、常に空き家又は空き地を適正に管理しなければならない。

- (1) 建築物の老朽化が著しく倒壊のおそれがあること。
- (2) 自然現象により建築物に用いられた建築材料が飛散すること。
- (3) 廃棄物の不法投棄場所になること。
- (4) 病虫害又は悪臭の発生場所になること。
- (5) 野犬又は野良猫のすみ場所になること。
- (6) 火災の予防上危険な場所になること。
- (7) 青少年の非行行為の防止上好ましくない場所になること。
- (8) 交通の障害になること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観及び住環境を著しく損なう状態となること。

- 2 空き家、空き地の所有者等は、当該空き家の敷地又は空き地に繁茂した樹木、雑草又は投棄された廃棄物を除去し、当該敷地内への廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等、近隣住民の生活環境及び安全を阻害しないよう、常に空き家又は空き地を適正に管理しなければならない。

(民事による解決との関係)

第 7 条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家、空き地等の所有者等と隣人その他該当空き家、空き地等が管理不全な状態である事により被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図る事を妨げるものではない。

(情報提供)

第 8 条 市民等は、管理不全な状態である空き家、空き地等があると認めるときは、市長に対し、規則で定めるところにより、その旨を報告するよう努めなければならない。

(実態調査)

第 9 条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第 6 条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家、空き地等の実態調査を行うことができる。

2 市長は、前項の実態調査を行う場合において必要があると認めるときは、その職員に立入調査(当該空き家、空き地等に立ち入り、調査し、又は質問することをいう。以下この条において同じ。)をさせる事ができる。

3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

4 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空き家、空き地等管理違反者に対する指導)

第 10 条 市長は、第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している者に対し、近隣住民の生活環境及び安全を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、管理方法の改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告)

第 11 条 市長は、前条に規定する指導にも関わらず、当該空き家、空き地等に係る適正な管理がなされない場合は、その空き家、空き地の所有者等に対し、期限を定め、講ずべき措置を勧告することができる。

(公表)

第 12 条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該空き家、空き地の所有者等が正当な理由なく勧告に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 勧告に従わない者の住所及び氏名(法人にあたっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告の対象である空き家、空き地等の所在地
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等の意見を述べる機会を与えなければならない。

(措置命令)

第 13 条 市長は、第 10 条の指導又は第 11 条の勧告に従わない者に対し、第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する危険を除去するための必要な措置を講じるよう命ずることができる。

(代執行)

第 14 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。

2 市長は、前項にかかる費用を当該違反者から徴収しなければならない。

(不服申立て)

第 15 条 空き家、空き地の所有者等が前 5 条の規定による処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てをすることができる。

(警察署その他の関係機関との連携)

第 16 条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を講ずることを要請することができる。

(罰則)

第 17 条 第 13 条の命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は、5 万円以下の過料に処する。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○八尾市空き家等の適正管理に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、空き家等の適正な管理について、その所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不良な状態にある空き家等に対する措置等に関し必要な事項を定めることにより、災害、事故その他放火等の犯罪を誘発する要因を除去し、もって市民の健康で快適な生活環境の保全と安全で安心な生活の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）その他工作物（既に倒壊したものを含む。）で現に相当期間使用されていないと認められるもの及びその敷地をいう。
- (2) 管理不良な状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
  - ア 火災若しくは自然災害に罹災した、又は著しく老朽化した空き家等が倒壊することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
  - イ 空き家等に用いられた建築資材等が飛散し、又は剥落することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態
  - ウ 空き家等に相当程度に草木等が繁茂し、周囲の健全な生活環境を著しく阻害するおそれがある状態
  - エ 空き家等に相当に害虫、ねずみ等が繁殖し、周囲の健全な生活環境を著しく阻害するおそれがある状態
  - オ 空き家等不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態
  - カ 空き家等に存する樹木等により周囲の交通に著しく支障が生じている状態
- (3) 所有者等 市内に存する空き家等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市内に在住し、若しくは滞在し、又は在勤し、若しくは在学する者をいう。

## (民事による解決との関係)

第 3 条 この条例の規定は、管理不良な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が管理不良な状態であることにより被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

## (所有者等の責務)

第 4 条 所有者等は、当該空き家等が管理不良な状態にならないように自らの責任において適正な管理を行わなければならない。

## (情報提供)

第 5 条 市民等は、管理不良な空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

## (実態調査)



第 6 条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は管理不良な状態にある空き家等があると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、当該空き家等に係る所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

(立入調査)

第 7 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。この場合において、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者を同行させ、その意見を聴くことができる。

2 前項の規定による立入調査を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第 8 条 市長は、前 2 条の規定による調査により、空き家等が管理不良な状態にあると認めるとき、又は管理不良になるおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対して、その適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不良な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 9 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不良な状態にあると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表等)

第 10 条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なくその命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表をすることができる。

- (1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 当該命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(緊急安全措置)

第 11 条 市長は、管理不良な状態にある空き家等について、第 8 条第 1 項の規定による助言若しくは指導又は同条第 2 項の規定による勧告を行った場合において、緊急に危険を回避する必要があると認められる場合で、当該空き家等の所有者等から自ら危険な状態を解消することができない旨の申出があったときは、当該所有者等の同意を得て、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 緊急安全措置を講ずることに同意した所有者等は、当該緊急安全措置に係る費用を負担しなけれ

ばならない。

(応急措置)

第 12 条 市長は、管理不良な状態にある空き家等に危険な状態が切迫し、市民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認められるときは、当該空き家等に対して、その危害の防止のために必要最小限の措置（以下この条において「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じたときは、所有者等から当該応急措置に係る費用を徴収することができる。

(協力依頼)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができる。

(支援)

第 14 条 市は、所有者等に対し、空き家等が管理不良な状態にならないための必要な支援をすることができる。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

## ○和泉市老朽化空き家等の適正管理に関する条例

## (目的)

第 1 条 この条例は、所有者等が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の建築物の維持保全に関する関係法令に定めるもののほか、老朽化空き家等を適正に管理することにより、建築物の倒壊その他の事故の発生を未然に防止し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽化空き家等 老朽化又は何らかの要因で損傷し、かつ、常時無人の状態にある建築物及び当該建築物に附属する工作物をいう。
- (2) 危険な状態 老朽化又は何らかの要因で損傷したことによって、建築物及び当該建築物に附属する工作物が倒壊し、又はそれらの部分から外装材等が飛散し若しくは剥落すること等により、人の生命若しくは身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態をいう。
- (3) 適正な管理 危険な状態にならないよう維持管理することをいう。
- (4) 所有者等 所有者、管理者、占有者その他の空き家等を管理すべき者をいう。
- (5) 建築物 建築基準法第 2 条第 1 号の建築物をいう。

## (民事による解決との関係)

第 3 条 この条例の規定は、危険な状態にある老朽化空き家等の所有者等と当該老朽化空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

## (老朽化空き家等の適正な管理)

第 4 条 所有者等は、自己が管理すべき老朽化空き家等について、危険な状態にならないよう、自らの責任において適正な管理に努めなければならない。

## (所有者等の調査)

第 5 条 市長は、老朽化空き家等が危険な状態にあり、又はそのまま放置すれば危険な状態になると認めるときは、当該老朽化空き家等の所有者等の所在その他必要な事項を調査することができる。

## (立入調査)

第 6 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (助言又は指導)

第 7 条 市長は、老朽化空き家等が現に危険な状態にあり、又はそのまま放置すれば危険な状態になると認めるときは、当該老朽化空き家等の所有者等に対し、当該老朽化空き家等の適正な管理のため

に必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第 8 条 市長は、老朽化空き家等が現に著しく危険な状態にあると認めるときは、当該老朽化空き家等の所有者等に対し、期限を定めて、当該老朽化空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 9 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則